

あんぜん・あんしん マニュアル

Vol. 1

地域保育の質を高める安全基準



はじめに

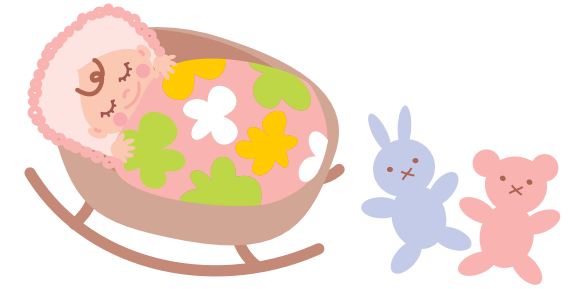
家庭内で少人数の子どもを保育する『地域保育』は、早朝・夜間保育、送迎を含む保育、宿泊保育、病後児・病児保育、学童保育、0歳児保育、少人数・個別保育や訪問保育などの様々な保育ニーズに決め細やかに対応できるという利点があります。

生活している場所を利用して保育サービスを提供する際には、一般的な保育施設とは異なるシチュエーションとなるため、子どもの安全を確保するための専門知識と技術が必要となります。

地域保育に係わる全ての方が、子どもの命の安全と保護者の安心に気を配り、それぞれが安全対策に取り組むことが大切です。本書では、『地域保育』に携わる全ての方を対象に「安全への配慮」を深く理解していただく事を目的にマニュアルとしてまとめました。

安全・安心な質の高い保育サービスを提供できる子育て環境の充実をめざして参りましょう。

特定非営利活動法人 日本チャイルドマインダー協会



もくじ

1. 地域保育提供者の心構え	2	4. 地域保育の安全基準	18
1 地域保育とは	2	1 子どもの人数	18
2 望まれる知識と技術	4	2 訪問保育の安全	19
3 子育て家庭のニーズ	6	3 屋外の安全	20
4 健康管理と罹患予防	8	4 送迎保育の安全	21
5 守秘義務・個人情報取扱い	8	5 沐浴・入浴時の安全	21
6 活動を支えるバックアップ体制	9	5. 子育て家庭とのコミュニケーション ...	22
2. 子どもの健康と衛生	10	1 事前面談	22
1 子どもの健康管理	10	2 ルールの確認	24
2 子どもの衛生管理	11	3 契約について	24
3 子どもの食事	11	4 保険加入	24
4 沐浴・入浴	12	5 かかりつけ医師・病院	25
5 SIDS防止と対応	12	6 個人情報保護	25
6 虐待の早期発見と対応	13	6. 緊急事態の対応	26
3. 病児・病後児童保育の対応	14	1 緊急連絡先	26
1 病児・病後児童の受入れ	14	2 緊急時連絡の流れ	26
2 病児・病後児童保育における 小児科・専門医との連携	15	3 災害時や緊急時のサポート体制	27
3 投薬	15	付録 安全チェックリスト	28
4 診療や通院の対応	16		
5 障害児保育の対応	16		

地域保育提供者の心構え

1 地域保育とは

育児と仕事の両立を目指す女性や自己実現を目指す女性の増加に伴い、従来の施設型の保育サービスだけでは対応しきれない様々な保育ニーズが増加しています。

例えば、早朝・夜間保育、病児・病後児保育、0歳児保育、学童保育、宿泊保育、土曜・日曜・祝日保育、送迎保育、障害児保育などです。それぞれのニーズに、きめ細やかに対応できる保育形態として『地域保育』に大きな期待が寄せられています。

子どもの命を預かるという大きな責任が個人に伴う『地域保育』では、保育に携わる一人一人が、子どもの安全を第一に確保しなくてはなりません。子育て家庭が安心して、地域の保育者に子どもを預けることができる豊かな子育て環境を実現するために、保育者は志を高く持って質の良い保育を提供するよう心がけましょう。

主に、『地域保育』として右ページの4つのサービス形態があげられます。



ファミリーサポート

子育ての支援を受けたい子育て家庭、子育ての援助ができる地域住民がそれぞれ、利用会員・提供会員という呼び名で会員登録し、会員同士で支え合う子育て支援のシステムです。

ファミリーサポートセンターで行う援助は、一時的な子どもへの対応や保護者の手不足を補うための援助です。

保育ママ

保護者が就労のため、昼間家庭で保育が困難な生後43日から2歳未満までの子どもを保護者に替わって保育するものです。保育ママは自治体の認定を受け、自宅を使用し、一人で複数の子どもを保育します。預かることができるのは健康な子どもに限ります。

利用申込みには就労証明書が必要で、各自治体で手続きをします。また、保育曜日や時間帯に規定があります。

チャイルド minder

新生児～就学児童までの子どもを保護者の子育て方針に沿って、きめ細やかに家庭内で保育するものです。

保育場所は、チャイルド minder の自宅や利用者の家または、保護者の指定場所となります。各家庭のニーズに合わせて、多様な保育サービスを提供します。

利用する際は、チャイルド minder と直接契約となります。また、全てのチャイルド minder は、幼児小児救急救護法の国際カードを取得しています。

その他 NPOや 地域のボランティア 団体による保育

子育て家庭の支援を行うために、民間のボランティアが保育を提供するものです。病児や病後児童を対象に保育するボランティアスタッフをグループ化し、病児保育サービスに特化するNPO団体や地域内限定でボランティアグループを作り、保育サービスを提供する形態があります。

利用者は、入会して、会費を払い利用都度に保育料をNPOや団体へ支払います。

2 望まれる知識と技術

『地域保育』サービスを提供する皆さんをここでは『地域保育提供者』と呼ぶことにします。

ファミリーサポートやNPOなどの団体にボランティアとして登録し活動されている方をはじめ、自治体から任命されて家庭福祉員、通称『保育ママ』として仕事をされている方や、チャイルドマインダーのように家庭内保育のプロとして活動されている方は、それぞれ違う立場で子育て家庭に保育サービスを提供しています。立場は違っていても『地域保育』に携わっている事は共通です。『地域保育』の質を高めるためには、保育中の子どもの安全を確保するために必要な知識と技術を『地域保育提供者』となる皆さん全員に身に付けていただく必要があります。

子育て家庭が子どもを預ける場合、保育費用が無料または安価であっても、保護者が安心して子どもを預けることができるように、保育の質が良いものでなくてはなりません。例えば保育料が無料の場合に、保護者は、どのように考えるでしょうか。

「無料で預かってもらえるのだから、何か事故があっても仕方ないかな？」とは、思わないものです。大切な我が子の命を一時的に、他人に預けるのです。「ボランティアだから……」「安いから……」の理由で、いい加減な保育サービスを許す保護者はいません。

子どもの尊い命を預かる『地域保育提供者』



として、保護者に安心してもらえる保育サービスを提供するために必要な知識と技術を身に付けていただきたいと思います。子どもが単に好きというだけの理由で『地域保育』をおこなうべきではありません。他人の子どもの命を預かるために専門性のある知識や技術が必要になります。

地域保育提供者として必要とされる知識と技術について、以下を参考にしましょう。

- 安全な環境を創造する知識と技術を有すること。
- 健全な環境を維持する知識と技術を有すること。
- 衛生環境を維持する知識と技術を有すること。
- 非常事態に備えた、適切な対処方法を用意できる知識と技術を有すること。
- 子どもの病気の発見時に対処できる知識と技術を有すること。

具体的には右ページの内容についての専門学習が必要となります。

地域保育者に必要な学習

- 乳幼児や学齢児童の発達についての基礎知識（生理機能・運動機能・精神的発達など）
- 乳児のケアについての基礎知識（沐浴・授乳・離乳食・おむつ替えなど）
- 乳幼児や学齢児童の病気についての基礎知識（病気や感染症の種類・概要・予防と対処方法など）
- 安全な家庭内保育環境の作り方についての基礎知識
- 危険回避についての基礎知識（リスクマネジメント）
- 病児や病後児童対応の際の保育者への罹患予防についての基礎知識
- 緊急事態に対応できる基礎知識
- 子育て家庭とのコミュニケーションをおこなうための基礎知識

子育て家庭や社会全般に安心を与えられる地域保育提供者として活動するためには、知識と技術の習得だけでなく、子どもの成長に良い影響を与えられる人材として日々の自己研鑽が必要です。地域保育者の責任として守らなければならない事項についても深く理解し、実行しましょう。

地域保育者が守らなければならない事柄

- 喫煙を禁止する
- 契約期間内の保育の途中放棄を禁止する
- 体罰や虐待を禁止する
- 差別的な行為や発言を禁止する
- 損害賠償保険に未加入の状況では保育サービスはおこなわない
- 保育対応範囲を超えた、子どもの人数を保育することを禁止する
- 子育て家庭の秘密や情報を第3者に漏洩することを禁止する
- 子どもが危険にさらされる全ての要因を禁止する
- 政治・宗教・ネットワークビジネス（ネズミ講）への勧誘活動を禁止する

3 子育て家庭のニーズ

『地域保育』は、様々な保育ニーズに対応しています。ここでは、多様な保育ニーズについて、理解しましょう。

早朝・夜間保育や
土曜・日曜・
祝日保育

多くの企業は、顧客サービスの充実をはかるために、昼夜や曜日を問わずビジネスを行っています。男女平等参画が提唱され、早朝や夜間、休日などの就業に女性が参画しています。公立保育所などでは、対応不可な保育時間帯や曜日に子どもを預けたいというニーズが急増しています。

病児・病後児
保育

子どもが病気や病気の治りかけの時期に、子どもを預ける行為について賛否両論あります。子育て中の親が子どもの病気という理由で仕事を欠勤、または早退することは、職場の理解が得られにくいため、病児・病後児保育を利用したいというニーズがあります。また、就労以外では、第2子妊娠時期に子どもの感染症を避けなければならないという理由で病児・病後児保育のニーズは増加しています。

0歳児保育

自治体によっては、公立保育所での0歳児保育を実施していない場合があります。または、公立保育所の0歳児保育の受入れ定員数が少ないという理由で、『地域保育』を利用する子育て家庭が増加しています。

送迎保育
または
学童保育

幼稚園、保育園、小学校の終了時間に合わせて保護者が仕事先から帰宅できないケースや、学童保育を実施していない私立小学校に通学している子どもの保護者が、共働きや趣味やお稽古などの都合で家を不在にする場合などで「送迎できない……」「夜間に子どもを一人きりで留守番させるのは防犯上心配。」という理由で『地域保育』を利用する家庭が増加しています。

障害児保育

障害児を持つ保護者が、就業、冠婚葬祭やリフレッシュといった理由で、障害児の保育を依頼ケースがあります。障害の程度や子どもの体調に合った保育が提供できる場合、障害児童の保育経験を持つ『地域保育提供者』が対応しています。

子育て家庭の要望の第1条件は、『心身ともに健康で、性格は明るく、安心して子どもを任せられる人』です。

『地域保育』は、多様な保育ニーズに対応できるという点以外に利点があります。代表的な利点をいくつか紹介します。

地域の顔見知りやご近所の人で、身元がわかる人物が保育を受け持つケースもあるため、保護者は安心して子どもを預けられます。

家庭内での保育となるため、子どもがくつろげる雰囲気の中で、ゆったりと落ち着いて時間を過ごすことができます。

個別保育または少人数保育のため、その子どもに応じた柔軟な対応が可能となります。例えば、食事や午睡時間も子どもの日常生活のリズムに合わせてられます。

家庭の中で行われる保育のため、子どものしつけや生活習慣など親の育児方針や家庭内のルールを守らせることが容易で、子どもの成長に良い影響を与えられます。



4 健康管理と罹患予防

地域保育提供者は、身体的、精神的共に健康であることが活動する際の必須条件です。

子どもの健康管理を担うため、自らが定期的に健康診断を受診しましょう。健康に問題が認められる場合には、治療のための休養を取りましょう。日々の健康管理に配慮し、体力増進をはかりましょう。万が一、怪我などをして安全な保育の提供が困難な状況に陥った場合には、怪我が回復するまで保育の提供を休むことが大切です。

風邪や結膜炎などの伝染性疾患や、法定伝染病などに感染した場合は、体調が回復し感染の恐れがなくなるまで保育の提供はおこなってはいけません。

地域保育提供者として、保育をする際には、

伝染性疾患の罹患履歴を確認し、抗体の保有を把握しましょう。また、未罹患のものがある場合には、計画的に予防接種を受けましょう。インフルエンザなど流行性のある疾患予防のためには、毎年予防接種を受けましょう。

保育提供中の日常的な罹患予防法

おむつ替えの際には、手洗いと消毒を必ずする

部屋全体の空気清浄や温度、湿度管理を徹底的に行う

病気の子どもが使用した食器やおむつ、嘔吐物の処理をする場合は、マスクやビニール手袋を必ず着用する

5 守秘義務・個人情報取扱い

地域保育提供者は、保育を通して子どもの家庭内の情報を知り得る機会に遭遇します。例えば、保育中に子どもが家庭での保護者の様子や家の中での出来事について、ためらいも無く話す事が想定できます。また、子育て家庭へ出向いて保育を提供する場合は、家の様子を知ることになります。家族構成や信仰している宗教、個人的な趣味など生活スタイル全般を知り得ます。

地域保育提供者は、保育を通じて知り得た情報を絶対に人に話したりしてはいけません。

ん。自分自身の家族に対しても同様です。特に個人情報などの秘密に関する情報を話すことは厳禁です。

万が一、皆さんの家族が第三者に特定の子育て家庭の情報を話した結果、それが噂話として近隣などに広がってしまった場合、秘密情報を漏洩された家族は大変傷つく事になるでしょう。また、そうした情報を流す地域保育提供者として信用は傷つき、再び信用を回復することは大変に困難となります。

6 活動を支えるバックアップ体制

『地域保育』の保育形態は、保育者1名に対して子ども1名または、少人数での密室保育です。万が一の事故に備えて安心して保育サービスを提供できる体制づくりを整えておかなければなりません。

例えば、皆さんが『保育を休まなくてはならない状況になった時に、代理で子どもを保育してくれる人がいる。』『保育中の子どもが発病した時に適宜対応してくれる小児科専門の医師や病院と連絡がつく。』『子育て家庭とのトラブルが発生してしまった時に、皆さんの立場に立って相談できる専門家がいる。』など、安心、安全な質の良い保育サービスを継続的に提供していく活動を支えるバックアップ体制は、『地域保育』に絶対に欠かせないものです。「万が一の時には、多分何とかなるわ……」という心構えではいけません。

子どもの命に係わる事故が発生した場合、子どもや家族に対して責任を担うのは、地域保育提供者である皆さんとなります。

万全なバックアップ体制を整備して地域保育サービスの活動を行いましょう。また、必ず地域保育サポート団体に属し、定期的な研修やメンタリングの機会を有するようにしましょう。

必要不可欠な体制づくり

ご自身の地域保育活動を家族に理解してもらっている

活動支援や相談に応じてくれる保育組織に所属している

子どもの健康管理について小児科専門医や病院に相談できる

万が一の事故に備えて損害賠償保険に加入している



2 子どもの健康と衛生

1 子どもの健康管理

地域保育提供者は、保護者から信頼され子どもをお預かりする責任を引き受けて活動します。事故の防止ばかりに集中し、子どもの体調の変化に気付かないということがあってはいけません。子どもの体や心の状態にも気を配る必要があります。

子どもが健全な状態を保てるよう、子どもの心や体にとって良い影響を与えられる保育サービスの提供を行わなければなりません。親以外に、子どもがはじめて関わる大人に皆さん自身になる可能性があります。子どもの成長や人間形成に大きな影響を与える役割を担うことを自覚し、子どもの健康管理の重要性についても理解しましょう。



主な健康管理

子どもの既往歴や予防接種の有無を事前に保護者と確認する

子どもの平熱を保護者に確認し、保育中の発熱に注意する

子どものアレルギーや体質など保護者に確認し、保育中に注意することを守る

保育によって、日常生活パターンが崩れないよう時間の管理をする

子どもの様子を観察し、気になる点がある場合は、保護者に連絡報告をする

食事やおやつを提供する場合は、衛生面と栄養面を重視し体に良い食品材料を使用する

水分補給を忘れずにする

温度、室温の管理をし、気候に合わせた衣服や帽子などの着用をさせる

排尿、排便の回数や量、様子を観察し、子どもの体調を管理する

2 子どもの衛生管理

地域保育提供者は、保育する場所にふさわしい環境を整える上で衛生面にも配慮しなくてはなりません。保育する環境が不衛生な場合は、子どもへの健康に悪影響を及ぼす可能性が充分あります。室内の換気や清掃、ゴミや危険物の処理を充分に行いましょう。

環境整備以外には、子どもが衛生を保てるよう指導することが求められます。衛生指導については、子どもの発達や成長に応じた対応が必要となります。保護者と指導方針を確認しあい、子育て家庭と共に一環した指導を子どもにするよう配慮しましょう。

主な衛生管理

保育する場所や使用する施設の清掃

保育する場所の温度や湿度管理

遊具や道具の除菌清掃

使用するタオルや衣類の除菌清掃

提供する食事やおやつなどの調理器具や食品や食器類の衛生管理

子どもの衛生管理

手洗いやうがい

食後の歯磨き

着替え

排泄物の処理

沐浴・入浴

3 子どもの食事

食事を提供する場合には、食事時間や献立内容について事前に保護者と確認をしましょう。特にアレルギー体質の子どもへの食事の提供については、保護者の指示に従い、指示された食品以外のものを子どもに食べさせてはいけません。

また、おやつや飲み物に関しても、保護者の指示に従います。保護者に相談せずに、子どもに間食をさせてはいけません。

食事を調理して提供する場合には、衛生管理に充分配慮し、消費期限や賞味期限切れの食品を提供してはいけません。献立内容やカロリー摂取についても、子どもの成長や体調に合わせたバランスの整った食事を提供するようにしましょう。

食事の際には、子どもに手洗いをさせ、落ち着いた環境で決められた食事時間内に食べさせるようにしましょう。子どもの生活リズムを崩さない配慮が大切です。



4 沐浴・入浴

沐浴や入浴は、健康と衛生を保つために必要です。子どもが入浴を楽しみと感じられるようにすることが大切です。反対に、入浴が嫌いにならないように、楽しくなる工夫や配慮をしましょう。

子どもの体調が優れない場合や機嫌が悪い場合は、状況に応じて中止しましょう。保護者からの依頼による場合でも、子どもの体調を優先しましょう。

沐浴や入浴を行う場合は、直前に体温測定

をしましょう。また、沐浴や入浴をおこなう際は、子どもの体全体を見て、けがや皮膚疾患がないかをチェックしましょう。もし、けがや皮膚疾患を確認した場合は、中止して保護者に連絡し、状況の報告をしましょう。

授乳後すぐに沐浴をしてはいけません。最低でも30分以上は時間をおいてから沐浴させましょう。また沐浴後には、必ず湯冷ましを与え脱水症状を防ぐことが大切です。

5 SIDS 予防対応策

SIDSとは、Sudden Infant Death Syndromeの略称です。日本では、乳幼児突然死症候群と言われ、健康な乳幼児が、病気の兆候や死亡の予兆もないまま突然に死亡する疾患として知られています。

日本では4,000人のうち1人の割合でSIDSが原因で死亡しており、年齢では0歳4~6ヶ月頃の赤ちゃんが多く、この病気で亡くなっています。

SIDSは、虐待や事故によるものではなく病気です。平成6年度厚生省心身障害者研究班が発表した定義は、「それまで健康状態及び既往歴からその死亡が予測できず、しかも死亡状況及びばい剖検によってもその原因が不詳である。乳幼児に突然死をもたらす症候群」とされています。

SIDS防止策

- うつ伏せ寝はしないで、仰向け寝で育てる
- 妊婦や赤ちゃんや子どもの周辺ではタバコを吸わない
- 母乳で育てる
- 赤ちゃんの衣類は厚着をさせず、厚い掛け布団をさけ、体温を温めすぎない
- 赤ちゃんを一人きりにしない

地域保育提供者は、予防対応策を理解し保育中の乳幼児の午睡や就寝時にはSIDSの防止対応をおこなうよう心がけ、子どもの安全に配慮するようにしましょう。

6 虐待の早期発見と対応

保護者による虐待の可能性があると判断した場合には、速やかに所属または登録している保育団体へ報告し、児童虐待の相談窓口へ通告しましょう。

虐待の可能性があると感じたまま放置しておくことは、子どもの命に関わる重大な事故につながるケースもあります。児童虐待は法律で禁止されており、発見者は通告するよう義務付けられています。また、通告した人物

が特定されないよう法律で守られています。継続した虐待を受けている子どもは、逃げ場の無い状況に陥り、身体、情緒、行動、人格形成など心身共に深刻な影響を受けます。

子どもから発せられる様々なサインを見逃さず、子どもの様子や体の傷跡、衣服の汚れなどが普通と違うと感じたら、早急に対応しましょう。

虐待とは

【身体的虐待】

子どもの身体に、たとえばこの火を押し付たり、熱湯や冷水をかける。殴る、蹴る、叩く、つねる、首をしめる、縛り付ける。乳幼児の場合は、体を激しく揺さぶる、高い所から落とすなど。

【心理的虐待】

子どもを激しく罵倒したり、暴力的な言葉で脅す、子どもの話しかけを無視する、兄弟姉妹を差別する、子ども前でドメスティックバイオレンスが行われ、子どもの心に傷を与えるなど。

【ネグレクト】

家に閉じ込めて外出させない、保育園や小学校に行かせない、子どもの食事や身の回りの世話をしないで放置したり、置き去りにする、病気になっても病院に連れて行かないなど。

【性的虐待】

子どもに性的行為や性的関係を強要し、子どもの心に傷を与えるなど。

虐待に関する相談窓口

区市町村 児童相談所

(子ども家庭センター)

110番

子どもの命に関わる重大な状況や一刻を争う際に通報する

通告する際に伝えること

虐待を受けている子どもの氏名、年齢、性別
住所と連絡先
保護者の氏名
家族構成
虐待の疑いを持ったきっかけや理由

虐待を発見した日時と場所
誰からどのような虐待を受けているか
現在の子どもの状況
通告者の氏名と連絡先

3 病児・病後児童保育の対応

1 病児・病後児童の受入れ

病児・病後児童の保育を受け入れる際には、事前に専門的な研修を受講することが望まれます。子育ての延長と同様に考えて、気軽な気持ちで病児や病後児の保育を受け入れるのは大変危険です。子どもはひとりひとり体質や病歴などが異なり、特別に注意しなくてはいけない体質の子どもがいることを理解しましょう。

病児・病後児童の保育を受け入れる際には、保育しても大丈夫か否かの確認を医師にしてもらうことが重要です。保育当日には、事前に医師の診察を済ませ、保護者が安心して子どもを預けられるように、地域保育提供者が確認しなくてはなりません。

また、薬の服用が必要な時には、医師または保護者の指示を直接受けた上で、指示通り

に行います。さらに投薬について保護者の同意書を受け取りましょう。

保護者から子どもを預かる時点で、再度子どもの熱がどの程度かを検温する必要があります。子どもの症状が、芳しくなく熱も高いようであれば保護者にはきっぱりと保育の受入れを断ることが必要です。子どもの安全を第一に考え、保護者と相談して保育の受入れの有無を決定しましょう。

保育中の子どもの様子や食事、排泄、投薬については正確に記録を残し、保護者にレポートとして渡しましょう。

夜間の病児保育は、病状の急変が予測されるため、宿泊を伴う保育は受け入れないようにしましょう。



2 病児・病後児保育における小児科医・専門医との連携

病児・病後児保育の受入れをする際には、事前に子育て家庭のかかりつけ小児科医や病院の承諾の有無を確認しましょう。その上で、保育しても良いか否かの判断をしましょう。

万が一、医師の承諾無く保育を受け入れて、保育中に病状が悪化し子どもが危険な状況に陥ると保育者としての責任を問われる場合があります。

保育当日に子どもの症状が芳しくない場合には、保護者と話し合い、医師の承諾があっても受入れしない判断を保護者に提案しましょう。

また、保育中に発熱など病状が悪化してきた場合には、速やかに保護者に連絡をします。保護者の迎えが遅くなる場合には、状況に応じてかかりつけ医師や病院へ連絡をとり、病状の説明を行い、適宜、子どもへの対応について指示を受けましょう。

特に、夜間の病児保育が発生する場合には、夜間診療が可能な医療機関とのサポート体制が必要です。事前に保護者に確認をとりましょう。

3 投薬

保護者の依頼で子どもに薬を飲ませる場合には、事前に保護者と投薬に関する同意書を交わすことが重要です。保護者からの指定で子どもに薬を与える場合は、その薬が医師の処方せんによる薬か、一般の薬局で購入した薬かを確認しましょう。薬局で購入した薬の場合は、子どもの体質に合わず事故につながる可能性も考えられます。その場合には、投薬の依頼を断り医師の処方による薬を使用するよう保護者に相談しましょう。





4 診療や通院の対応

保育中に、子どもの体調が悪化し緊急を要する場合には、診療に付き添うことが考えられます。また、保護者が遠方への出張などで留守の場合、子どもの定期的な通院に付き添うこともあります。診察の結果や医師からの指示については、正確に速やかに保護者に報告する必要があります。また、投薬が必要な場合には、注意事項をメモしてもらうよう医師に依頼しましょう。保護者への報告は、丁寧にしましょう。子どもの診療や通院に付き添う場合には、保護者より保険証や診察券を預かる必要がありますので、その際の取扱いには充分注意しましょう。

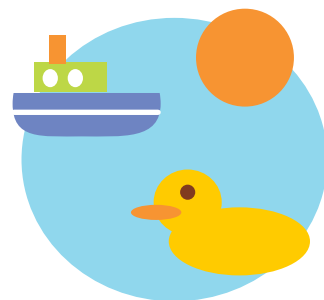
5 障害児保育の対応

障害の症状や度合いは、軽度から重度のものまで個人によって様々です。障害の程度によって保育の対応が異なります。障害児を保育する場合には、専門的な知識や経験、技術が必要になります。

障害児童の保育を受け入れる場合には、事前にかかりつけ医師の許可をもらうよう保護者と相談することが大切です。保育対象児の状態を確認した上で、受入れを判断しましょう。

障害児保育を受け入れる場合は、医療的な介助が必要になる場合があります。医療的介助は、保護者や専門資格を有する者に限ると法律で決められた事もありますので、充分気をつけましょう。

障害児童と健常児童を地域保育提供者がひとりきりで同時に保育することは大変危険ですので、絶対に避けましょう。



4 地域保育の安全基準

1 子どもの人数

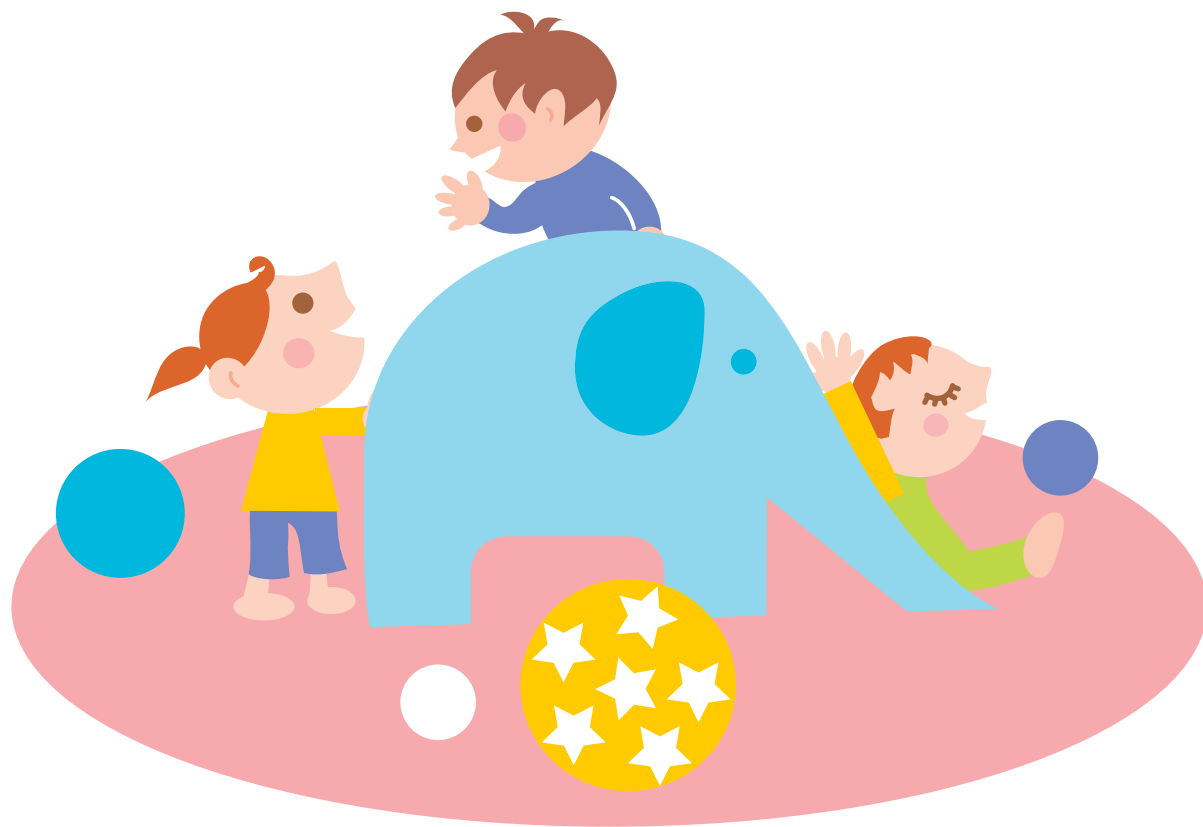
一人の地域保育提供者が対応できる子どもは、少人数です。

皆さんが所属または登録している団体では、災害や緊急事態など万が一の時を想定して、子どもを安全に避難させられることを前提に保育人数の上限を決めています。

しかし、地域保育提供者の保育経験や力量により、個々に対応できる子どもの人数は違います。対応できない子どもの人数を無理に

受け入れるのは危険です。

子育て家庭によっては、兄弟姉妹の保育を依頼する場合があります。異年齢の子どもを保育する場合、知識と技術や経験が必要です。安全に保育することが重要ですので、兄弟姉妹が複数の場合や自分の力量に見合わない場合には、無理な受入れをしないように注意しましょう。



2 訪問保育の安全

訪問保育では、慣れない空間で保育をおこなうため緊張の連続です。活動を始める前には、保護者との事前打ち合わせを充分に行いましょう。

訪問日には、約束の保育時間より10分から15分早く現場に到着するようにしましょう。地域の避難経路や避難場所を確認してから訪問家庭へ到着します。

保護者が外出する前は、準備などで落ち着いて打ち合わせが出来ない場合があります。訪問日の前日に電話で打ち合わせや確認をしましょう。電話での打ち合わせだけでは不十分な場合があります。当日の打ち合わせが可能か否かを保護者に確認しましょう。

訪問日に必ず行う確認

保護者の外出前

- 子どもの顔色や機嫌
- 子どもの体温
- 子どもの体調と排便の有無
- 食欲の有無
- 食事の提供の有無
- 使用して良い部屋と道具
- 使用する道具の扱い方
- 危険な箇所の確認
- エアコンや電気製品の取扱い
- 保育中のスケジュール
- 保育中の電話や訪問者の対応方法
- 緊急連絡先の変更の有無
- 保護者の帰宅時間
- 保育時間の延長の有無
- 保育終了、子どもを引渡す相手を確認

保育中に行う安全確認

- 玄関や出入り口の戸締りの確認
- 子どもが通る廊下や使用する部屋に危険物がないか確認
- 保育する場所全体を子ども目線で確認
- おもちゃが壊れていないかの確認
- 室内の温度や換気が適切か確認
- 子どもの顔色や機嫌、体調の確認
- 排泄の有無の確認

外出時に行う安全確認

- 電気やガスなど火元の確認
- 玄関や出入り口、窓の鍵の施錠を確認
- 子どもの衣服や履物が破損していないか確認
- 目的地到着までの道のりは、子どもの前後左右上下に危険物が無いか確認
- 子どもがはぐれないよう手をつなぎ、迷子にならないよう注意

3 屋外の安全

屋外で保育する場合は、事前にその場所を確認しておくことが大切です。子どもの視線を考慮しながら利用道路の交通量、公園や遊歩道など現地周辺での危険箇所を確認しておきましょう。はじめて訪れて保育する場合は、子どもと共に行動するようにしましょう。また、子どもとの距離を短く保つようにして子どもに危険がないように十分注意しましょう。

屋外保育をする際に必ず行う確認

保護者の指定する公園や場所以外では保育しない
保護者の指定するルートを確認し、それ以外のルートは使用しない
保育場所から非難場所への経路の事前確認

安全・衛生

保育場所までの移動ルートの安全確保
保育場所となる施設の安全確認
保育場所にある遊具の安全と衛生確認
タオル・ティッシュペーパー・衛生的な濡れおしぼり・着替えの準備を確認

移動中に行う安全確認

信号や道路上の危険が無いように確認する
子どもが、道路から飛び出したり、迷子にならないように子どもとの距離を一定に保つ
移動中に子どもが、危険物に触れないように安全確認をする
道路や路地、交差点で遊ばないよう安全指導をおこなう

保育中に行う安全確認

子どもの目線となる高さからの安全確認
子どもの身長や発育状況、運動能力に合わせて施設内での遊びを考慮
子どもが使用する遊具の安全と衛生確認
高い場所からの飛び降りや遊具の危険な使用について禁止する
気温に応じた衣類や帽子の着脱調整
発汗した際の水分補給と着替え
動物への接触の禁止
排泄の有無の確認
炎天下の場合や、温度湿度の上昇が激しい場合は、屋外保育を中止し、涼しい場所へ避難する

保育中の衛生管理

屋外で飲食を取らせる場合は、必ず手洗いするか清潔なおしぼりで手や顔を拭く
施設の遊具が極端に汚れている場合は、使用を禁止する
動物へ直接触れないよう指導する
危険な植物に直接触れないよう指導する
落ちていたものを口に入れないよう注意する

4 送迎保育の安全

送迎最中に行う安全確認

子どもの顔色や機嫌、体調を確認する
排泄の有無の確認する
子どもの衣服や履物が破損していないか確認する
目的地到着までの道のりは、子どもの前後左右上下に危険物が無いか確認する
子どもがはぐれないよう手をつなぎ、迷子にならないよう注意する
保護者に指定されたルートを正しく守り、決して寄り道をしない

乗り物使用の際の安全確認

行き先に向かう乗り物を間違えないようにする
乗用車を使用する場合は、チャイルドシートを必ず使用し、シートベルトが正しく装着されているか
タクシーに乗車する場合は、シートベルトを装着後、乳幼児をひざの上に座らせ、両手でしっかり抱きかかえる
電車やバスに乗車する際は、混雑を避ける
乗車中は、空席に子どもをしっかりと座らせる。または、膝の上にしっかりと抱きかかえる
窓が空いている所に子どもを近づけない
空席が無い場合は、子どもの手を握り、つり革や手すりにしっかりとつかまる

5 沐浴・入浴時の安全

新生児や乳児の沐浴・入浴に際しては、事故を防ぐために最大限に安全確保が重要です。ちょっとした油断が大きな事故につながりかねない危険性を十分理解してください。

入浴中に、調理や電話、来客の対応で浴室から離れることが絶対ないようにする。電話は留守番設定し、玄関の鍵は施錠して子どもを入浴させる

子どもが浴槽やシャワーを使用中の場合でも子どもから目を離さない。浴槽のお湯が少量でも子どもが滑って転んだり溺れたりしないように、常に介助する

シャワーを使う時には、必ず一度、お湯の温度を自分自身の手で確認してから、子どもにお湯を掛けるようにする

複数の子どもを入浴させている時、誰かがトイレに行きたくなった場合、一度全員でお風呂場から出てタオルでふいてから、揃ってトイレに付き添うようにする。ちょっと目を離れた間に事故が起きないように、常に子どもと一緒に行動する

沐浴後には、速やかに子どもに衣類を着用させる

入浴後の片付けで子どもから目を離す時間は最小限に。ベビーベッドに寝かしてから後片付けをする場合、ベッドの柵をきちんと上げロックして子どもがベッドから落ちないようにする

5 子育て家庭とのコミュニケーション

1 事前面談

子育て家庭からの保育の依頼があった場合は、事前に保護者と子ども両方と面談をしましょう。事前に面談することで、依頼者だけでなく地域保育提供者も保育当日を安心して迎えることができます。

事前面談では、安全な保育を提供するために、出来るだけ多くの情報を交換します。しかし、お互いのプライベートに関することで

直接保育に関係しない事柄については、触れないよう配慮しましょう。例えば、結婚の有無や友人関係についての質問は、子どもの保育とは無関係なので、保護者に質問してはいけません。また、保護者から反対に保育とは無関係な質問をされた場合には、保護者に不快感を与えないようにして慎重に対応いたしましょう。



保育をする際に役立つ 情報を保護者より提供してもらいましょう

1 子どもに関すること

- 健康状態
- 病歴
- 予防接種の有無
- アレルギーの有無
- 食べ物
- 生活リズム
- 性格
- 好きなこと
- 嫌いなこと
- 癖
- かかりつけ医師や病院の連絡先

2 保護者の依頼に関すること

- 保育日時
- お迎えの時間
- 延長の有無
- 保育中の子どもの過ごさせ方
- しつけ
- 保護者が日頃注意していること
- 食事の有無
- 入浴の有無

緊急事態の対応や緊急連絡先と連絡方法に関すること

- 保護者の連絡先
- 保護者本人以外の緊急連絡先
- 連絡をする際の注意点
- 子どもが熱を出した場合の対応について
- 事故が発生した場合の対応について
- 災害発生時の対応について
- 保育予定時間が変更になった場合の対応について

4 訪問保育の場合

- 保育する場所と利用してよい道具
- 留守中の戸締りや来客、電話の対応
- 家内の道具の取扱い方法
- 災害用品の準備の有無
- 避難経路

2 ルールの確認

保育をする際には、保護者の意向に添った子どもへの対応を心がけましょう。

保護者が子どもに日頃より行っている、しつけや教育、生活習慣などのルールを守って子どもに接することで、子どもは落ち着いた気持ちで保育中を過ごすことができます。

保育全般を通して、子どもへの対応についてのルールを事前に保護者と確認しておくことが重要です。



3 契約について

地域保育提供者のサービスの範囲は、子どもの生活全般に関わるために広がります。食事や入浴介助、身支度、送迎、宿泊、病院への付添いなど、保護者からの依頼内容によっては金銭の取扱いや子育て家庭の家の鍵を預かることが発生する場合があります。

保育サービス利用契約は、保育事業者や団体が保護者と契約を交わすことが通常ですが、地域保育提供者と保護者が直接行う契約については、事前の契約内容の確認を記す書面が必要になります。

さらに、地域保育提供者が金銭を立て替えたり保護者から金銭や鍵を預かる場合については、紛失などのトラブルにならないように、ルールを記した誓約書や契約書の作成が必要となります。

4 保険加入

地域保育提供者を雇用または登録保有する団体や事業者は、万が一の事故に備えて損害賠償保険に加入しています。補償対象は、死亡補償、傷害補償、損害賠償、お見舞い金、入院給付金等があります。保育サービスを子育て家庭に直接提供する者として、損害賠償保険の種類や内容について必ず確認しましょう。また、保育中に地域保育提供者である皆さんが、負傷することも予測できます。保育中の事故の際、保険が適応されるか、その補償の種類と内容についても事前の確認が必要です。

5 かかりつけ医師・病院

医療機関のサポート体制について

地域保育提供者は、子どもの発病の際に診察を依頼する地域の小児科医や医療施設など医療的なサポート体制を設けることが必要です。在宅保育の場合は、近隣の病院施設の診察時間や時間外診療の有無について把握しておきましょう。

訪問保育の場合には、保護者よりかかりつ

け小児科医や病院の連絡先を保育を始める前に必ず確認しておく必要があります。

医療機関のサポート体制が無い状況で病児や病後児の保育は受入れないようにしましょう。特に、夜間の病児保育が発生する可能性がある場合には、夜間診療が可能な医療機関の確認が必要です。

6 個人情報保護

子育て家庭の情報の取扱いには、細心の注意を払い知り得た情報を第三者に漏らさないよう気をつけましょう。

保護者より提供されるあらゆる情報は、保育サービスを提供するために必要なものですが、家族構成や保護者の職業や勤務先、子どもが通園している幼稚園、保育園や小学校、塾やお稽古について、また健康状態や家庭内の出来事などは一切他人に話してはいけません。

子育て家庭のプライバシーに関する事柄を保育サービスの提供以外の目的で使用することや、第三者に漏洩することは、犯罪につながる恐れがありますので、守秘義務を厳守しましょう。



6 緊急事態の対応

1 緊急連絡先

保育の受入れ前には、必ず保護者の緊急連絡先や連絡方法について確認しておきましょう。また、保護者に連絡が取れない場合の対応策についても話し合い、必要に応じて第三者の緊急連絡先を指定してもらいましょう。例えば、家族や勤務先または、親しい知人などが望ましいです。緊急連絡先の電話番号は、聞き間違いや記入間違いがないかを確認しましょう。

万が一に備え、緊急連絡一覧を作成しておくことが大切です。

【例：緊急連絡先一覧】

消防・救急	119番
警察	110番
中毒110番	・ 029-852-9999(無料) 9:00 ~ 21:00
災害用伝言ダイヤル	171番
保育団体緊急先	0000-0000
保護者	0000-0000
保護者指定緊急先	0000-0000
医療機関(複数箇所)	0000-0000
保険会社	0000-0000

2 緊急時連絡の流れ

万全な安全管理をおこなっていても、事故が起きることはあります。

その場合、子どもの救済を第一にできるか否かは、事故発生時からの初動が左右します。初動の際に大切な以下ポイントを理解し、緊急時に備えましょう。

冷静になる

その場の状況に応じた正確な判断ができなくなると、被害を拡大させてしまいます。

自分自身の安全管理をする

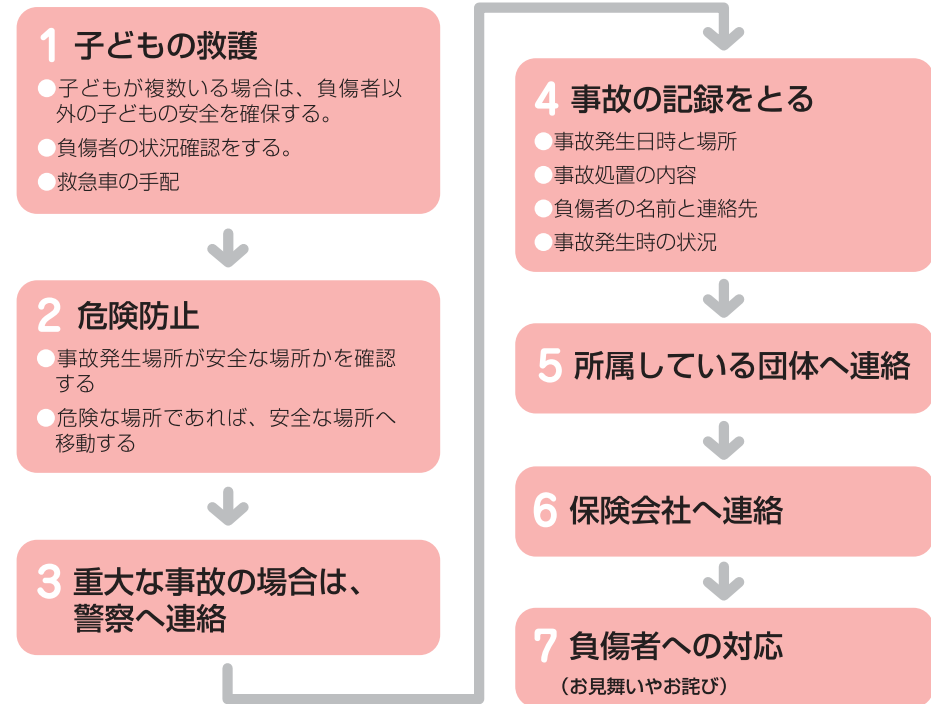
子どもの救済が第一ですが、自らの危険を省みないで危険をおかすと、2次災害をひきおこす事態になり、子どもの救済を危うくしてしまいます。

救急隊や助けが来るまで子どもから離れない
保育中の子どもからは、緊急時でも決して目を離してはいけません。

救急隊や助けを呼ぶ際には、周囲に知らせ手伝ってもらいます。また、命にかかわる状態の場合は、出来る限り応急処置を行いながら、救急隊の到着を待ちます。



事故がおこった場合の基本的な対応についてフローを作成しておきましょう。



3 災害時や緊急時のサポート体制

地域保育提供者は、必ず地域保育団体やネットワークに登録または所属しましょう。地域保育団体またはネットワークへの登録や所属をしながら地域保育提供者として活動することで、万が一の緊急事態に備えることができます。

密室保育という特別な環境で保育する地域保育提供者は、どこにも所属せず、サポート体制が不備な状況や個人的に単独で行うことは、災害時以外での保育事故が発生した場合にも全ての責任をひとりで背負うリスクがあ

ることを理解しましょう。

保護者に安心して子どもを預けてもらう方法として、災害時や保育中の体調不良および事故発生時などの緊急時におけるサポート体制を明確にする必要があります。所属している保育団体の規定に準じた緊急連絡経路について、事前に保育者や保護者への周知を徹底します。

また、災害時に備え、避難経路や保護者との合流場所などを保護者と確認しておきましょう。



クリアしてる項目の に印を入れて下さい

避難通路・避難用具が安全な状態で確保されている

避難経路に物を置いていない

最寄りの広域避難場所・経路が確認されている

救急箱を用意し、常に中身の確認を行っている

消火器・防火ブランケットの用意があり、使い方を知っている

家の中の火の元周辺部分に事故原因となる箇所はない

煙探知機は、適切な場所に設置されており、機能している

冷暖房器具・給油器具を専門家に点検およびメンテナンスしてもらっている

玄関・勝手口・浴室・ベランダの出入り口には、子どもの手で容易に開閉できないように鍵がついている。また、出入り口を開放する場合の安全柵が設置されている

階段ののぼり口・台所の出入り口に安全柵が設置してある

滑りやすい階段・マットには滑り止めがある

倒れやすい花瓶・装飾品・壁掛け式鏡・額等は子どもの手に触れない配置にしてある

倒れやすい家具は固定してある

家具・柵等の周辺には落ちて危険となる重いものは置いていない

家具・壁・床等から突起物が出ていない

ひびわれたままの窓・ガラス戸はない

電気コードは短くまとめ、差込口のガードがしてある

炊飯器・電気ポット等が子どもの手の届かないところに置いてある

包丁・ナイフ・はさみ・工具類は子どもの手の届かない安全なところに置いてある

アルコール(酒類)・洗剤・薬品等は、子どもの手の届かない安全なところに置いてある

マッチ・ライター・タバコ・吸殻は、子どもの手の届かない安全なところに置いてある

室内に置いてある観葉植物の肥料・化学肥料が直接触れたり口に入れたりできないようになっている

割れ物等危険のあるゴミは、子どもの手の届かない安全なところに置いてある

台所の引き出しや棚の扉が簡単に開けられないようになっている

冷暖房器具に子どもが直接触れられないようになっている

指などをはさむ危険のある重い扉には、ストッパーがつけてある

壊れた遊具類や、突起物があったりネジ類がゆるんだりしていない

バスタブ・洗濯機の中に水を貯めていない

ペットのえさを子どもの手の届かないところに保管している

観賞用魚類の水槽の近くに子どもが踏み台にできるような椅子や物を置いていない

使用済みのおむつや汚物は子どもの手に触れないところに捨ててある

おもちゃや子どもの使用する道具は破損していないか常に確認している

テーブルや家具類にテーブルクロスや敷物をかけていない

キャスター付き家具には、ストッパーなどの防護策がしてある

ガスコンロのつまみに防護策がしている

ブラインドの紐やカーテン類のタグは、短くまとめてある

洗濯機のまわりに子どもが踏み台にするものは置いていない

洗濯機の蓋は開かないように固定し、水を溜めず、水道の蛇口も止めてある

保育室の窓の付近には子どもの踏み台になるものは置いていない



注意事項

地震や火災が発生したときのために、避難訓練を定期的に行ってください

衛生
チェック
項目

クリアしてる項目の に印を入れて下さい

調理に使う台や用具を清潔にしてある

スポンジ・ふきん・鍋つかみなどは、殺菌したり交換している

冷蔵庫は4 ~ 5 に、冷凍庫は - 1 8 に設定している

冷蔵庫内の食品はラップしている

開けた缶詰食品は、皿やプラスチックの容器に移して冷蔵庫に保存している

一度解凍した食品は、再冷凍していない

台所の生ごみは、長時間放置せず捨てている

生肉や生魚、生卵を調理したり扱った場合は、必ず手洗いしている

まな板は熱湯消毒や消毒剤で殺菌している

寝具は定期的に日光に当て、洗濯して清潔な状態で使用している

トイレの手すり・便座・ドアノブ・蛇口のハンドル等を定期的に消毒できる状態にある

血液や汚物の清掃用の使い捨て手袋が準備されている

ペットがテーブルの上に乗る癖がない

ペットの食器やトイレは子どもの手の届かないところにある

ペットの食器の洗い場所と保管場所は子どものそれと区別されている

ペットの餌は完全に包むか密閉されて冷蔵庫で保管されている

ペットはノミがつかないように寄生虫駆除し、予防接種を受けている

砂場は使わないときはカバーをかけている

犬の散歩は子どもの遊ぶ庭ではさせない

注意事項

生ものを使用した後の道具類は必ず熱湯や洗剤で洗い、充分水で流すこと

料理を再加熱する場合は、必ず沸騰するまで加熱すること

品質保証期間を過ぎた食品は使用しないこと

おしゃぶりが床に落ちたときは、必ず殺菌すること

汚物は必ずトイレに流し、使用後のおむつは蓋のあるたらいで殺菌液に浸し、出したままにしないこと

使い捨てのおむつは、一つ一つ包み、できるだけ早く家の外にだすこと

おまるは複数の子どもに使わせないで、使用後は便器を消毒すること

環境
チェック
項目

クリアしてる項目の に印を入れて下さい

近隣に人間の健康を害すると思われる汚染物質を排出している工場や処理場がない

一日中または、長時間騒音を出している工場、道路がない

悪臭を放つ河川、どぶ川がない

屋根・外壁・門柱・ベランダ等の危険箇所がない

住居の周囲に危険物が置かれていない

プロパンガス、灯油が置かれている場所には十分な安全管理がなされている

住居の周囲に池・川等がある場合、十分な安全管理がなされている

保育室の採光・換気が充分である

子どもに適切な照明・室温・湿度が保たれている

発行日：2007年9月20日

第2版：2008年8月20日

企画制作出版：特定非営利活動法人 日本チャイルドマインダー協会

発行：株式会社エヌシーエムエージャパン

〒151-0053

東京都渋谷区代々木1-39-11-1304

TEL:03-5371-3196 FAX:03-5371-3070

URL: <http://www.hoiku.co.jp/>

本書は、平成19年度『ビジネス性実証支援事業（育児支援関連サービス分野）』に
関して、経済産業省、特定非営利活動法人健康サービス産業振興機構の委託により
当コンソーシアムにて企画制作出版したものです。

